

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第48号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和2年4月28日

令和3年2月4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までとする。